

「松戸市安全で快適なまちづくり条例」について

千葉県松戸市市民担当部生活安全課
(代表) 047-366-1111

条例制定日：平成15年12月19日

条例施行日：平成16年4月1日

(重点推進地区の施行は6月1日からの予定)

1. 条例制定の要旨

近年、松戸市では多様化する犯罪の増加とともに、ごみのポイ捨てなどの、モラルの低下が見られます。また、道路に看板等が置かれ、通行を阻害していたり、つきまとい勧誘行為なども後を絶たず、生活環境の悪化は、見過ごすことができない状況です。

市ではその対策として、防犯パトロールやポイ捨て対策事業を行うとともに、通行の障害となる看板等の撤去指導も実施してきていますが、その効果は十分ではありません。

そこで、この状況を改善するために、「防犯」「環境美化」「環境浄化」について市、市民等、事業者及び関係行政機関等がそれぞれの責務を果たすとともに、一致協力して安全で快適なまちづくりに取り組む新しい条例を制定したものです。

2. 条例の骨子

「目的」

安全で快適に暮らせるまちづくりを推進するため、市、市民等、事業者及び関係行政機関等の責務を明らかにするとともに、犯罪の発生の防止及びめいわく行為の禁止に係る施

策を定め、もって安全で暮らしやすい市民生活の実現を図ることを目的とします。

「責務」

市、市民等、事業者及び関係行政機関等の責務を明確にし、安全で快適なまちづくりに取り組んでいきます。

「安全環境を確保するために」

市、市民等、事業者及び関係行政機関等の相互連携体制のもとに地域の防犯活動を推進していきます。

大規模店舗、共同住宅等を所有する人または建設しようとする人に対し、防犯対策を講ずるように働きかけます。

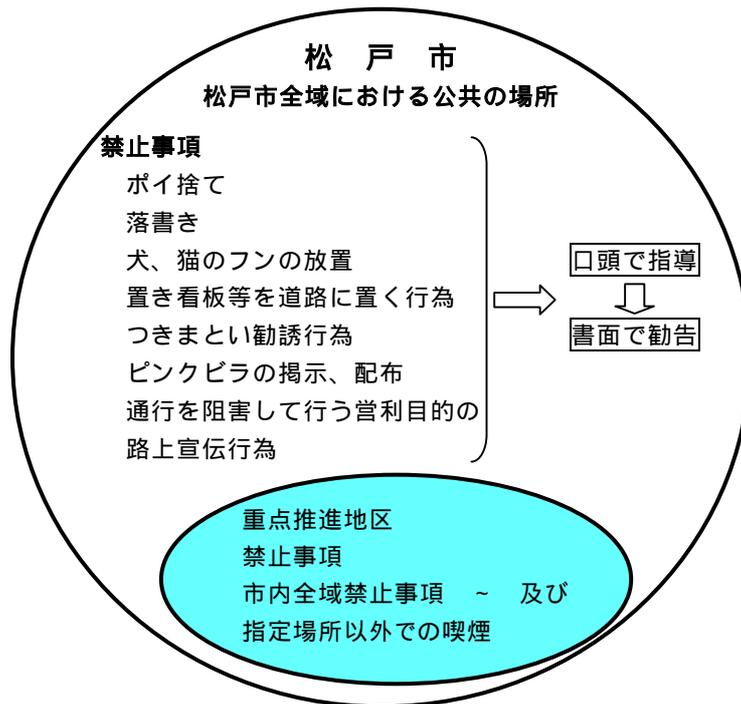


ポイ捨てウォッチング(平成10年から毎年実施)松戸駅周辺を市民ボランティア、商店会、市などでポイ捨てゴミを収集し、分析データを作成している。

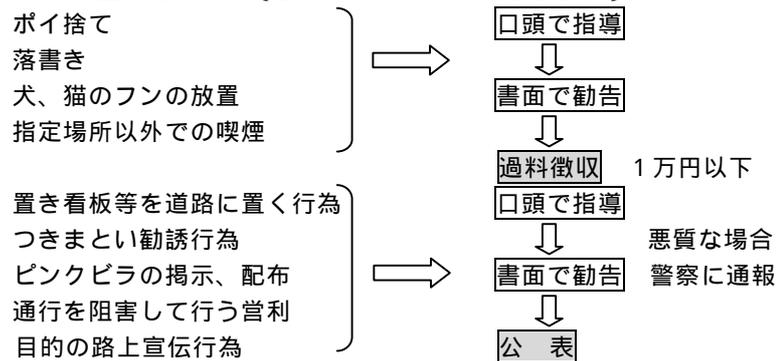
写真は、ガールスカウト千葉の子供達。

3. 禁止事項に対する規制
下図のとおり実施します。

めいわく行為の規制内容



重点推進地区内での規制（公共の場所が対象となります）



4. おわりに

この条例を制定するにあたり、先進自治体の皆様には大変お世話になりました。この場をお借りして御礼申し上げます。

松戸市にとって全く新しい条例をスタートさせましたが、まだまだ不備な点があるかとは思いますが、ご意見等がありましたら当課までお寄せください。よろしくお願いいたします。